

## 越前市コウノトリイメージキャラクターのデザイン使用に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、越前市コウノトリが舞う里づくりイメージキャラクター「えっちゃん」のデザイン（別図のデザインをいい、以下「デザイン」という。）の使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用の範囲)

第2条 デザインは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

- (1) 市の信用若しくは品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 市が特定の個人及び団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用のおそれがあるとき。
- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を実施する上で、支障があると認められるとき。
- (6) その他、その使用が不適當であると市長が認めるとき。

### (使用の申請)

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ越前市コウノトリイメージキャラクター使用（変更）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市及び市教育委員会が使用するとき。
- (2) 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）が、教育の目的で市の定めるデザインを変更せずに使用するとき。

(3) 報道機関が、報道及び広報の目的で市の定めるデザインを変更せずに使用する  
とき。

(4) 国又は他の地方公共団体が、市の定めるデザインを変更せずに使用する  
とき。

(5) 越前市地域自治振興条例（平成17年越前市条例第7号）第2条第4号の自治  
振興会が、地域自治活動の目的で市の定めるデザインを変更せずに使用する  
とき。

(6) その他市長が使用を適当と認めたとき。

2 申請者は、前項の規定により申請を行うときは、次の各号に掲げる書類を申請書  
に添えなければならない。

(1) デザインの使用状況が分かる見本の図又は写真

(2) その他市長が必要と認める書類

（使用の承認）

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査するもの  
とする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、適当であると認めるときはこれを承認  
し、越前市コウノトリイメージキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）  
により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、使用条件を  
付することができる。

3 市長は、第1項の規定により審査した結果、適当でないと認めるときはこれを承  
認しないこととし、越前市コウノトリイメージキャラクター使用（変更）不承認通  
知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（使用料）

第5条 デザインの使用料は、無料とする。

（申請者の遵守事項）

第6条 第4条第2項の規定によりデザインの使用の承認を受けた者（以下「使用者」  
という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の承認を受けた内容に限り使用し、市長が付した使用条件に従うこと。

(2) 市長が定めるデザインを正しく使用し、改変などの応用使用はしないこと。た  
だし、市長が認めたときは、この限りでない。

(3) 使用の承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) デザインのイメージを損なう使用をしないこと。

(5) デザインを使用して作成し、又は製造する物品（以下「物品」という。）が完成したときは、速やかに当該物品を市長に提出すること。ただし、物品の提出が困難である場合は、当該物品の写真等を提出すること。

(6) 商標登録出願等を行わないこと。

（承認内容の変更）

第7条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条の規定は、使用者が前項の規定により承認された内容を変更しようとするときに準用する。

（使用承認の取消し）

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消すことができる。

(1) この要領に違反したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その理由を付して使用者に書面で通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該物品の回収を求めることができる。

4 市長は、第3条第1項ただし書の規定により使用承認申請を行わない者が第1項第1号及び第3号に該当すると認めるときは、当該デザインの使用を禁止し、当該物品の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第9条 市長は、前条の規定によりデザインの使用を取り消したことで使用者に生じた損害又は損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 市長は、使用者がデザインの使用によって本人又は第三者に対して与えた損害又は損失について、一切の責任を負わないものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認に基づくデザインの使用权を第三者に対し、承認して

はならない。

(争論等の解決)

第11条 デザインの使用に関し、争論又は訴訟が生じたときは、使用者の責任と費用負担において解決するものとする。

(差止請求等)

第12条 市長は、デザインの著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第112条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずることができる。

(損害賠償)

第13条 市長は、使用者のデザイン使用により、市に損害が生じたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(その他の事項)

第14条 この要領に定めるもののほか、デザインの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年2月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にコウノトリキャラクター・デザイン取扱要領第4条第1項の規定によりされた承認は、越前市コウノトリイメージキャラクターのデザイン使用に関する要領第4条第2項の規定によりされた承認とみなす。

別図（第1条関係）



正面のポーズ



泣いているポーズ



怒っているポーズ



説明しているポーズ



飛んでいるポーズ



様式第1号（第3条、第7条関係）

年 月 日

越前市長 殿

申請者 住所

氏名

越前市コウノトリイメージキャラクター使用（変更）申請書

越前市コウノトリイメージキャラクターを使用（承認された使用の内容を変更）したいので、越前市コウノトリイメージキャラクターのデザイン使用に関する要領第3条（第7条）の規定により、次のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、同要領第6条に規定する遵守事項を遵守します。

使用目的 (該当するものに○をつけてください。)	1. 広報物（チラシ、看板、HP、その他印刷物等） 2. グッズ販売等（具体的に記載） ( ) 3. その他（具体的に記載） ( )
使用方法 (事業概要等)	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
担当者連絡先	担当者名： (担当部署： ) 電話番号： メールアドレス：

添付書類 デザインの使用状況が分かる見本の図又は写真

様式第2号（第4条、第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

越前市長

越前市コウノトリイメーჯキャラクター使用（変更）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった越前市コウノトリイメーჯキャラクター使用（変更）申請については、下記のとおり承認します。

記

1 使用目的及び使用方法

2 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 使用条件

越前市コウノトリイメーჯキャラクターのデザイン使用に関する要領第6条に規定する遵守事項を遵守すること。



様式第3号（第4条、第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

越前市長

越前市コウノトリイメージキャラクター使用（変更）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった越前市コウノトリイメージキャラクター使用（変更）申請については、下記の理由により承認しないこととします。

記

1 承認しない理由